

# 委任状

階上町長宛

すべて委任者（たのむ方）本人が自筆でご記入ください。

※本人以外が記入・押印した場合、原則として無効となりますのでご注意ください。

※黒のボールペン等で記入してください。（鉛筆や消えるボールペン等は無効）

※朱肉を使用する印鑑で押印してください。（シャチハタ印等は無効）

## 【代理人】（たのまれて窓口に来る方）

住所	
氏名	
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
電話番号	

私は、上記のものを代理人と定め、下記の手続き、証明書受領に関する一切の権限を委任します。

## 【委任内容】（代理人にお願いする手続きに☑を付けてください。）

《戸籍に関する手続き》

- 戸籍謄本・抄本  
 改製原戸籍・除籍に関する戸籍  
 戸籍附票謄本・抄本  
 身分証明書

《住民基本台帳関係の手続き》

住民票の写し（謄本・抄本）

本籍（のせる・のせない）  
続柄（のせる・のせない）  
住民票コード（のせる・のせない）  
個人番号（マイナンバー）（のせる・のせない）

※住民票コード・個人番号をのせる場合は、ご本人の住所宛に郵送となります。封筒と切手をご用意ください。

- 住所変更手続き（転入・転出・転居）  
 個人番号（マイナンバー）に関する手続き

《その他の手続き》

[ ]

○どなたの証明書が何通必要ですか？

氏名： 通数： 通

## 【本人（委任者）】（たのむ方）

	記入日	令和	年	月	日
住所					
本籍※				筆頭者※	
<small>※戸籍に関する手続きを委任する場合のみご記入ください。</small>					
氏名					印
生年月日	大正・昭和・平成・令和	年	月	日	
電話番号					

※委任事項等について嘘や偽り等が発覚した場合は、刑法により罰せられる場合があります。

私文書偽造等罪（刑法第159条）… 3月以上5年以下の懲役、1年以下の懲役又は9万円以下の罰金

偽造私文書等行使罪（刑法第161条）… 3月以上5年以下の懲役、1年以下の懲役又は9万円以下の罰金